社援基発 0 9 1 9 第 1 号 令和 6 年 9 月 1 9 日

都道府県 各 指定都市 社会福祉法人主管部(局)長 殿 中 核 市

> 厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長 (公 印 省 略)

「社会福祉法人の事業展開に係るガイドラインの策定について (周知依頼)」 の一部改正について

社会福祉法人制度の推進につきましては、日頃よりご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

別添事務連絡のとおり、本年6月に決定された「デジタル行財政改革 取りまとめ2024」(令和6年6月18日デジタル行財政改革会議決定)を踏まえ、厚生労働省において「協働化・大規模化等による介護経営の改善に関する政策パッケージ」をとりまとめ、このうち、②協働化・大規模化等に向けた検討の段階における支援として、社会福祉法人が事業譲渡等を行う際、仲介に必要な経費を支出できることを明確化することとしました。また、「令和5年度社会福祉推進事業社会福祉法人の事業譲渡等のあり方に関する調査研究事業(PwC コンサルティング合同会社)」において、事業譲渡等を行う際に仲介者を利用する場合の手数料について、「社会福祉法人が仲介者に対して適切な額の手数料を支払うことに資する留意点を事業展開ガイドラインに記載して周知すべき」とされました。これらを踏まえ、今般、別紙のとおり社会福祉法人の事業展開に係るガイドラインを改正することといたしました。つきましては、改正後の本ガイドラインについて、所管の社会福祉法人に対し周知いただくとともに、社会福祉法人の事業展開が円滑に図られるよう、今後の所轄庁における事務の参考としてご活用をお願いいたします。

併せて、都道府県におかれましては、貴管内の市(指定都市及び中核市を除き、特別区を含む。)に対して周知いただきますよう、よろしくお願いいたします。

【新旧対照表】「社会福祉法人の事業展開に係るガイドラインの策定について(周知依頼)」(令和2年9月11日社援基発0911第2号)

	(下線部分は改正部分)
改正後	現行
社援基発0911第2号	社援基発 0 9 1 1 第 2 号
令和2年9月11日	令 和 2 年 9 月 11 日
(最終改正: 社援基発0919第1号	
<u>令和6年9月19日)</u>	
都道府県	都道府県
各 指定都市 民生主管部 (局) 長 殿	各 指定都市 民生主管部 (局) 長 殿
中核市	中核市
厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長	厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長
(公 印 省 略)	(公 印 省 略)
社会福祉法人の事業展開に係るガイドラインの策定について(周知依頼)	社会福祉法人の事業展開に係るガイドラインの策定について(周知依頼)

社会福祉法人制度の推進につきましては、日頃よりご尽力を賜り厚く御礼申 し上げます。

今般、「成長戦略フォローアップ」(令和2年7月17日閣議決定)において、 「希望する社会福祉法人が、大規模化や協働化に円滑に取り組めるよう、『社会 福祉法人の事業展開にかかるガイドライン (仮称)』を 2020 年度に策定し、周 知や好事例横展開等を行う | こととされたことなどを踏まえ、社会福祉法人の 合併や事業譲渡等の手続きや留意点等を整理する観点から、別紙のとおり「社 会福祉法人の事業展開に係るガイドライン」を策定しました。

本ガイドラインは、公益性と非営利性の両面を備えた社会福祉法人が、今後 の人口減少社会や複雑化・多様化する福祉ニーズへの対応、災害等の非常時に おける事業継続の確保など、地域社会からの様々なニーズに応え、良質な福祉 サービスを継続して提供していくことができるよう、法人の自主的な判断の

社会福祉法人制度の推進につきましては、日頃よりご尽力を賜り厚く御礼申

し上げます。

今般、「成長戦略フォローアップ」(令和2年7月17日閣議決定)において、 「希望する社会福祉法人が、大規模化や協働化に円滑に取り組めるよう、『社会 福祉法人の事業展開にかかるガイドライン(仮称)』を 2020 年度に策定し、周 知や好事例横展開等を行う」こととされたことなどを踏まえ、社会福祉法人の 合併や事業譲渡等の手続きや留意点等を整理する観点から、別紙のとおり「社 会福祉法人の事業展開に係るガイドライン」を策定しました。

本ガイドラインは、公益性と非営利性の両面を備えた社会福祉法人が、今後 の人口減少社会や複雑化・多様化する福祉ニーズへの対応、災害等の非常時に おける事業継続の確保など、地域社会からの様々なニーズに応え、良質な福祉 サービスを継続して提供していくことができるよう、法人の自主的な判断の

下、個々の法人を取り巻く状況に応じた事業展開を検討する際の参考としてお 示しするものです。

つきましては、本ガイドラインについて、所管の社会福祉法人に対し周知いただくとともに、社会福祉法人の事業展開が円滑に図られるよう、今後の所轄庁における事務の参考としてご活用をお願いいたします。

併せて、都道府県におかれましては、貴管内の市(指定都市及び中核市を除き、特別区を含む。)に対して周知いただきますよう、よろしくお願いいたします。

別紙

社会福祉法人の事業展開に係るガイドライン

1. (略)

2 社会福祉法人を取り巻く現状と課題

(1) 社会福祉法人の現状

社会福祉法人の現状は次の通りである。

ア 社会福祉法人の数

2022 (令和4) 年度福祉行政報告例(以下「福祉行政報告例」という。) によると、社会福祉法人は全国で 21,113 であり、前年度から 53 法人 増加している。また、2023 (令和5) 年4月1日現在の現況報告書等に 基づく社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム(以下「電子開示システム」という。) によると、法人種別は一般法人が 18,665、社会福祉協議会が 1,872、社会福祉事業団が 185、共同募金会が 48、その他が

下、個々の法人を取り巻く状況に応じた事業展開を検討する際の参考としてお 示しするものです。

つきましては、本ガイドラインについて、所管の社会福祉法人に対し周知いただくとともに、社会福祉法人の事業展開が円滑に図られるよう、今後の所轄庁における事務の参考としてご活用をお願いいたします。

併せて、都道府県におかれましては、貴管内の市(指定都市及び中核市を除き、特別区を含む。)に対して周知いただきますよう、よろしくお願いいたします。

別紙

社会福祉法人の事業展開に係るガイドライン

1. (略)

2 社会福祉法人を取り巻く現状と課題

(1) 社会福祉法人の現状

社会福祉法人の現状は次の通りである。

ア 社会福祉法人の数

2018 (平成 30) 年度福祉行政報告例(以下「福祉行政報告例」という。)によると、社会福祉法人は全国で20,912であり、前年度から74法人増加している。また、2019 (平成31)年4月1日現在の現況報告書等に基づく社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム(以下「電子開示システム」という。)によると、法人種別は一般法人が18,395、社会福祉協議会が1,906、社会福祉事業団が199、共同募金会が48、その

312 となっている。都道府県所在地別に見ると大阪府が最も多く (1,200)、次いで福岡県(1,158)、東京都(1,085)となっている。指定都市別では、大阪市(299)が最も多く、次いで横浜市(266)、京都市(261)と続いており、中核市別では、鹿児島市(121)が最も多く、次いで金沢市(114)、長崎市(110)と続いている。

イ 社会福祉法人の規模

電子開示システムによると、 $\underline{2022}$ (令和 4) 年度決算におけるサービス活動収益の規模別の法人の割合は、1億~2億円 $\underline{(25.1\%)}$ が最も多く、次いで、 $\underline{2 \sim 3$ 億円 $\underline{(13.8\%)}$ 、1億未満 $\underline{(13.0\%)}$ と続いている。平均は約6億円であり、10億円以上の法人は約1割 $\underline{(12.8\%)}$ 、 \underline{cojb} 50億円以上の法人は0.8%にとどまっている。

(参考) 分野別の平均サービス活動収益

・高齢 <u>約8.7億</u> ・障害 <u>約5.5億</u> ・児童 <u>約2.9億</u> ・その他 <u>約</u> 12.5億

ウ 社会福祉法人の経営状態

電子開示システムによると、2022 (令和 4) 年度</u>決算におけるサービス活動収益からサービス活動費用を引いた「サービス活動増減差額」をサービス活動収益で除した「サービス活動増減差額率」は、平均値は 1.54%、中央値は 0.86%であり、0 未満の法人は全体の 43.8%となっている。

(参考) サービス活動増減差額率別法人数の割合

・0%未満 <u>43.8%</u> ・0%以上5%未満 <u>31.5%</u> ・5%以上10%未 満 <u>16.3%</u> ・10%以上20%未満 <u>7.5%</u> ・20%以上<u>0.9%</u>

エ 社会福祉法人の事業分野

他が <u>335</u> となっている。都道府県所在地別に見ると大阪府が最も多く (1,198)、次いで福岡県(1,160)、東京都(1,073)となっている。指定都市別では、大阪市(300)が最も多く、次いで横浜市(267)、京都市(260)と続いており、中核市別では、鹿児島市(121)が最も多く、次いで金沢市(115)、長崎市(109)と続いている。

イ 社会福祉法人の規模

電子開示システムによると、2018 (平成 30) 年度</u>決算におけるサービス活動収益の規模別の法人の割合は、1 億 \sim 2 億円(26.7%) が最も多く、次いで、1 億未満(14.8%)、 $2 \sim 3$ 億円(13.2%) と続いている。平均は約5 億円であり、10 億円以上の法人は約1 割(11.1%)、50 億円以上の法人は0.6%にとどまっている。

(参考) 分野別の平均サービス活動収益

・高齢 <u>約7.9億</u> ・障害 <u>約5.1億</u> ・児童 <u>約2.6億</u> ・その他 <u>約</u> 11.6億

ウ 社会福祉法人の経営状態

電子開示システムによると、2018 (平成30) 年度決算におけるサービス活動収益からサービス活動費用を引いた「サービス活動増減差額」をサービス活動収益で除した「サービス活動増減差額率」は、平均値は2.31%、中央値は1.66%であり、「0」未満の法人は全体の38.4%となっている。

(参考) サービス活動増減差額率別法人数の割合

・0%未満 <u>38.4%</u> ・0%以上5%未満 <u>32.6%</u> ・5%以上10%未 満 <u>18.0%</u> ・10%以上 20%未満 <u>9.6%</u> ・20%以上 <u>1.4%</u>

エ 社会福祉法人の事業分野

2023 (令和5) 年4月1日現在の電子開示システムを基にした厚生労働省福祉基盤課による集計では、社会福祉法人の事業分野は、高齢分野単独が20.3%、障害分野単独が9.9%、児童分野単独が43.6%、複数分野が25.8%、その他単独が0.5%となっている。2022 (令和4) 年度決算における収益規模が5億未満の場合は87.7%の法人が単独分野を実施しているのに対し、20億以上の場合は、86.2%が複数分野を実施している。収益規模が5億未満の社会福祉法人について児童福祉分野のみを行う法人の割合が多い。

オ 社会福祉法人の合併の状況

福祉行政報告例によると、<u>2022(令和4)年度の</u>合併認可件数は <u>15</u> 件となっており、年間 10~20 件程度で推移している。

なお、令和元年度社会福祉推進事業「社会福祉法人の事業拡大等に関する調査研究事業」(みずほ情報総研株式会社)内で実施された合併、事業譲渡等を行ったことがない社会福祉法人経営者向けアンケートの合併、事業譲渡等の必要性についての設問において「必要性を感じている」、「今後は、必要性が出てくるのではないかと感じている」と回答した経営者は合計で42.6%となっている。

(2) ~(3) (略)

3. 社会福祉法人の事業展開と期待される効果

(略)

(1) 事業展開の主な手法

電子開示システムを基に厚生労働省福祉基盤課による集計では、社会福祉法人の事業分野は、高齢分野単独が 21.0%、障害分野単独が 10.0%、児童分野単独が 43.4%、複数分野が 25.1%、その他単独が 0.5%となっている。2018 (平成30) 年度決算における収益規模が5億未満の場合は88.7%の法人が単独分野を実施しているのに対し、20億以上の場合は、86.4%が複数分野を実施している。収益規模が5億未満の社会福祉法人について児童福祉分野のみを行う法人の割合が多い。

オ 社会福祉法人の合併の状況

福祉行政報告例によると、合併認可件数は 12件となっており、年間 10~20 件程度で推移している。

なお、令和元年度社会福祉推進事業「社会福祉法人の事業拡大等に関する調査研究事業」(みずほ情報総研株式会社)内で実施された合併、事業譲渡等を行ったことがない社会福祉法人経営者向けアンケートの合併、事業譲渡等の必要性についての設問において「必要性を感じている」、「今後は、必要性が出てくるのではないかと感じている」と回答した経営者は合計で42.6%となっている。

(2) ~(3) (略)

3. 社会福祉法人の事業展開と期待される効果

(略)

(1) 事業展開の主な手法

社会福祉法人が行う主な事業展開として、以下のような手法が考えられる。

このほか、法人間の自主的な連携、社会福祉協議会を介した連携では連携の度合いが弱く、一方で合併・事業譲渡等では連携の度合いが強すぎ、中間的な選択肢がないとの指摘があったことから、2022 (令和4) 年4月から、法人間連携の新たな選択肢として「社会福祉連携推進法人制度」が施行されている。社会福祉法人を始め、同じ目的意識を持つ法人が個々の自主性を保ちながら連携し、地域特性に応じた創意工夫ある新たなサービスの創出や、福祉人材の確保とともにその働きやすい職場環境の整備、物資調達の効率化など、規模の大きさを活かした多様な取組が促進され、地域福祉の一層の推進、社会福祉法人の経営基盤の強化等に資することが期待されるものである。

- 法人間連携(略)
- 合併(略)
- 事業譲渡等(略)

(2) (略)

4. 合併・事業譲渡等の手続と留意点

(略)

(1) 合併、事業譲渡等に共通する事項

ア~オ (略)

カ 仲介者を利用する場合の手数料

社会福祉法人の特性を踏まえると、法人として社会への説明責任が

社会福祉法人が行う主な事業展開として、以下のような手法が考えられる。このほか、2020(令和2)年6月に公布された社会福祉法等の一部改正法には、社会福祉法人が、それぞれの強みを活かしながら、連携するための新たな方策として「社会福祉連携推進法人制度」が盛り込まれている。

- 法人間連携(略)
- 合併(略)
- 事業譲渡等(略)

(2) (略)

4. 合併・事業譲渡等の手続と留意点

(略)

(1) 合併、事業譲渡等に共通する事項

ア~オ (略)

(新設)

果たせるかといった観点から、法人の理事会等において仲介者の必要性と選定理由の合理性、手数料の金額の妥当性を判断する必要がある。 具体的には、業務内容、手数料の算定方法などを確認し、仲介者の業務内容と手数料の金額が客観的に見合っているか判断するとともに、必要に応じて、提示された以外の方法での算定を依頼することや、別の業者の見積又は会計専門家の意見を材料に交渉することなどを検討する必要がある。

(2) ~(3) (略)

(2) ~(3) (略)